

多国籍企業のクロスボーダー資金の集中運営についての管理規定 外貨と人民元のクロスボーダー集中運営の一本化が可能に

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

国家外貨管理局は2019年3月15日に『国家外貨管理局による「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定」公布に関する通知』(匯発[2019]7号、以下略称「7号通知」)を公布しました。公布日から施行されています。

内容は、2015年8月5日から施行されている『国家外貨管理局による「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定」公布に関する通知』(匯発[2015]36号、以下略称「36号通知」)¹の内容を一部変更、緩和したもので、「36号通知」は本「7号通知」の公布と同時に廃止されました。

1. 政策の沿革

【図表1:外貨集中運営管理規定一覧】

	施行日	通達名	内容
①	2014 2/28	国家外貨管理局上海市分局 中国(上海)自由貿易試験区建設を支持する外貨 管理実施細則(上海匯発[2014]26号) ²	✓ 中国(上海)自由貿易試験区に登 記された企業を幹事企業とした外 貨資金集中運営管理が可能に
②	2014 6/1	国家外貨管理局 多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)(匯 発[2014]23号) ³	✓ 一般地域の企業(財務会社を含 む)を幹事企業とした外貨資金集 中運営管理業務が可能に
③	2015 8/5	国家外貨管理局 多国籍企業外貨資金集中運営(CBP)管理規定 (匯発[2015]36号)	✓ 外貨 CBP 外債比例自律管理 導入 ✓ ②を廃止し、一部内容を変更
④	2019 3/15	国家外貨管理局 多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定 (匯発[2019]7号)	✓ 本「7号通知」 ✓ ③を廃止し、一部内容を変更、緩 和、人民元集中運営と一本化

2. 本公告の主要内容

7号通知は、「36号通知」に比べ、大幅に緩和されて、下記内容は注目されています。詳細な変更点は図表2をご参照ください。

- ✓ クロスボーダープーリングの外債と域外貸付登記手続きを大幅に簡素化、一本化すること
- ✓ 外債と域外貸付限度枠を調整すること(外債:所有者權益2倍、域外貸付:所有者權益の30%)
- ✓ 資本項目外貨収入の元転支払審査利便化を実施すること
- ✓ 国内資金マスター口座は通貨制限なし、マルチ(含む人民元)通貨口座として、口座数の制限もない
- ✓ 協力銀行最大3行までの制限廃止、国際資金マスター口座の取り消し、NRA(Non-resident Account)口座が活用可能に
- ✓ 外貨管理局での備案(届出)後に、多国籍企業クロスボーダー資金集中運営業務の停止が可能

¹ 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター143期 <https://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315081901.pdf> をご参照ください。

² 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター88期 <https://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314030502.pdf> をご参照ください。

³ 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター95期 <https://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314043001.pdf> をご参照ください。

【図表 2: 本公告と「36号通知」との相違点比較】

項目	廃止された「36号通知」	本「7号通知」
外債と域外貸付登記	幹事企業は通貨、債権者(又は債務者)を区分して外債(或いは域外貸付)登記を行う必要がある	備案された集中限度枠に基づき一括の外債登記と(或いは)域外貸付登記を取扱う。幹事企業は通貨、債権者(又は債務者)を区分して外債(或いは域外貸付)登記を行う必要はない
外債限度枠	域内メンバー企業の所有者権益1倍(比例自律管理)か投注差で合算	域内メンバー企業の所有者権益2倍で合算
外債枠集中	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幹事企業が全ての外債枠を集中する場合、申請提出日以降、メンバー企業は自身で外債を借入してはならない ▶ 外債限度枠を部分集中する場合、メンバー企業は残りの外債限度枠を自身で借り入れられる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幹事企業の申請提出日以降、メンバー企業は自身で外債を借入してはならない ▶ 幹事企業が申請を提出する前に、メンバー企業は自身で外債を借入れた場合、全額返済するまで、原則メンバー企業として外債限度枠集中に参加することはできない
域外貸付限度枠	域内メンバー企業の所有者権益合計の50%	域内メンバー企業の所有者権益合計の30%
域外貸付枠集中	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幹事企業がメンバー企業の域外貸付枠を集中できる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幹事企業の申請提出日以降、メンバー企業は自身で域外貸付業務を展開してはならない ▶ 幹事企業が申請を提出する前に、メンバー企業が自身で域外貸付業務を展開した場合、全額回収するまで、原則メンバー企業として域外貸付限度枠集中に参加することはできない
資本項目外貨収入の元転支払審査利便化	—	国内資金マスター口座にある資本項目外貨収入で支払・使用する際、事前にエビデンスを提供する必要はない
国際資金マスター口座	必要に応じて、国際外貨資金マスター口座を開設	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国際資金マスター口座を取り消し ▶ NRA 口座を開設し、域外メンバー企業の資金を集中管理することができる
国内資金マスター口座	通貨は外貨に限定 口座数の制限はない	通貨制限なし、マルチ(含む人民元)通貨口座として、口座数の制限もない
業務開始・停止制度の改善	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 備案通知書は発行1年後に失効 ▶ 多国籍企業は外管局での備案後に、多国籍企業クロスボーダー資金集中運営業務を停止することもできる
口座開設銀行	原則最大3行まで	制限なし

3. 企業への影響

本公告は「36号通知」に比べて緩和が行われてはいますが、ニーズの高かった外債集中管理業務の申請企業条件である「前年度の人民元・外貨の国際収支規模が1億米ドル超」といった制限は本「7号通知」でも緩和されていません。且つ、域外貸付限度額は「36号通知」の「国内メンバー企業の所有者権益×50%」から、本通達の「国内メンバー企業の所有者権益×30%」まで引下げられ、本スキームによる域外への資金還流可能な金額は従来比減額になったことには注意が必要です。

また、外債枠の集中に関して、「投注差」の継続利用可否、投資性公司、ファイナンスリース会社など特別業種の外債枠はどのように合算するか、国内マスター口座経由での人民元の資金集中管理に関して、人民銀行より承認を得た人民元クロスボーダープーリングと別枠管理するか、などの不明点も多数あります。今後、実務解釈や具体的な展開状況が判明次第、展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">关于印发《跨国公司跨境资金集中运营管理规定》的通知 汇发〔2019〕7号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各全国性中资银行：</p> <p>为进一步促进贸易投资便利化，服务实体经济，国家外汇管理局对《跨国公司外汇资金集中运营管理规定》（汇发〔2015〕36号，以下简称36号文）进行了修订。现就有关事项通知如下：</p> <p>一、实施外债和境外放款宏观审慎管理。跨国公司可根据宏观审慎原则，集中境内成员企业外债额度和（或）境外放款额度，并在集中额度的规模内遵循商业惯例自行开展借用外债业务和（或）境外放款业务。</p> <p>二、大幅简化外债和境外放款登记。主办企业所在地国家外汇管理局分局（以下简称所在地外汇局）向主办企业出具备案通知书时，根据经备案集中的额度为其办理一次性外债登记和（或）境外放款登记，主办企业无需分币种、分债权人（或债务人）逐笔办理外债（或境外放款）登记；银行和企业无需报送36号文规定的3张手工报表。</p> <p>三、实行资本项目外汇收入结汇支付便利化。跨国公司主办企业在办理国内资金主账户内资本项目外汇收入支付使用时，无需事前向合作银行逐笔提供真实性证明材料；合作银行应按照展业原则进行真实合规性审核。</p> <p>四、完善准入退出机制。主办企业应在取得跨国公司备案通知书后一年内开立国内资金主账户，并实际办理跨境资金集中运营相关业务，否则备案通知书自颁发满一年之日起失效。跨国公司可在经外汇局备案后，停止办理跨国公司跨境资金集中运营业务。</p>	<p style="text-align: center;">『多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定』公布に関する通知 匯發[2019]7号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、廈門、寧波市分局、各全国性中資銀行：</p> <p>貿易投資の利便化を促進し、実体経済に貢献するため、国家外貨管理局は『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定（匯發[2015]36号）、以下略称36号通達』を改訂した。ここに以下のように通知する。</p> <p>一、外債と域外貸付のマクロプルーデンス管理を実施する。多国籍企業はマクロプルーデンス原則に基づき、域内メンバー企業の外債限度額と（或いは）域外貸付限度額を集中し、集中限度額の範囲内で商慣例に従い自ら外債業務と（或いは）域外貸付業務を展開することができる。</p> <p>二、外債と域外貸付登記を大幅に簡素化する。幹事企業所在地の国家外管局分局（以下略称、所在地外管局）が幹事企業に備案（届出）通知書を発行する際に、備案された集中限度額に基づき一括で外債登記と（或いは）域外貸付登記を取扱い、幹事企業は通貨、債権者（又は債務者）を区分して外債（或いは域外貸付）登記を行う必要はない。銀行と企業は36号通達が規定した報告表3枚の提出は不要。</p> <p>三、資本項目外貨収入の人民元転支払審査利便化を実施。多国籍企業の幹事企業は国内資金マスター口座にある資本項目外貨収入で支払・使用する際、事前に協力銀行に真実性証明のエビデンスを提供する必要はない。協力銀行は業務展開原則に従い、真実性・合法性を審査しなければならない。</p> <p>四、業務開始・停止制度の改善。幹事企業は多国籍企業備案通知書を受領後1年以内に国内資金マスター口座を開設し、クロスボーダー資金集中運営関連業務を確実に開始しなければならない。さもなければ、備案通知書は発行1年後に失効となる。多国籍企業は外管局での備案後に、多国籍企業クロスボーダー資金集中</p>

五、调整优化账户功能。跨国公司主办企业国内资金主账户为主办理跨境资金集中运营各项业务；确有需要的，可以选择一家境外成员企业开立NRA账户集中运营管理境外成员企业资金。国内资金主账户币种不设限制，为多币种（含人民币）账户，开户数量不予限制。

本通知下发前开立的代码为“3600”的国际资金主账户内的资金，应于本通知下发后六个月内，按照资金性质将账户内资金划转至国内资金主账户或者按照本通知规定开立的NRA账户，并将划转情况报所在地外汇局备案。

六、加强事中事后监管。所在地外汇局应定期或不定期进行风险评估，强化非现场监测与现场核查检查，做好银行、企业风险提示和指导工作。现将修订后的《跨国公司跨境资金集中运营管理规定》印发，国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行；各全国性中资银行接到本通知后，应及时转发所辖分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

联系电话：010-68402250、68402448、68402450
附件：跨国公司跨境资金集中运营管理规定

国家外汇管理局
2019年3月15日

附件
跨国公司跨境资金集中运营管理规定

第一章 总则

第一条 为促进贸易投资便利化，服务实体经济，便利跨国公司跨境资金集中运营，制定本规定。

运营业务进行停止することもできる。

五、口座機能を調整し、最適化する。多国籍企業は幹事企業の国内資金マスター口座を以ってクロスボーダー資金集中運営の各業務を行う。必要に応じて、域外メンバー企業 1 社を選択し、NRA (Non-resident Account) 口座を開設し、域外メンバー企業の資金を集中管理することができる。国内資金マスター口座の通貨制限はなく、マルチ(含む人民元)通貨口座として、口座数の制限もない。

本通知公布前に“3600”コードで開設された国際資金マスター口座に残された資金に対して、本通知公布後6か月以内に、資金の性質によって口座内の資金を国内資金マスター口座に振り替え、または本通知の規定通りNRA 口座を開設し、併せて振り替えた状況を所在地外管局に備案する。

六、事中・事後の監督管理を強化する。所在地外管局は定期的若しくは不定期にリスク評価を行い、非現場検測と現場確認検査を強化しつつ、銀行、企業に対するリスク提示及び指導を行わなければならない。現在、改訂後の『多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定』を印刷発行し、各国家外管局分局、外貨管理部は本通知を受け取った後に、所轄域内中心分局、分局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行、農村合作銀行に遅滞なく転送する。各全国性中資銀行は本通知を受け取った後にも遅滞なく所轄域内の分機構に転送する。執行中に問題があれば、国家外管局に遅滞なく状況をフィードバックすること。

連絡先：010-68402250、68402448、68402450
付属資料：多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定

国家外貨管理局
2019年3月15日

付属資料
多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定

第一章 総則

第一条 貿易投資の利便性を促進し、实体经济に貢献し、多国籍企業のクロスボーダー資金集中運営を便利化するため、本規定を制定する。

第二条 本规定所称跨国公司是以资本联结为纽带，由母公司、子公司及其他成员企业或机构共同组成的联合体。

主办企业，是指取得跨国公司授权履行主体业务备案、实施、数据报送、情况反馈等职责的具有独立法人资格的一家境内公司。主办企业为财务公司的，其从事跨境资金交易应遵守行业管理部门的规定。

成员企业，是指跨国公司内部相互直接或间接持股的、具有独立法人资格的各家公司，分为境内成员企业和境外成员企业。与主办企业无直接或间接持股关系，但属同一母公司控股的兄弟公司可认定为成员企业。

金融机构（财务公司作为主办企业的除外）、地方政府融资平台和房地产企业不得作为主办企业或成员企业参与跨国公司跨境资金集中运营。

第三条 本规定所称跨境资金集中运营业务，是指集中运营管理境内外资金，办理外债和境外放款额度集中管理、经常项目资金集中收付和轧差净额结算等业务。

第四条 跨国公司可以选择符合条件的境内银行（主办企业所在地省级区域内，下同）作为办理跨境资金集中运营业务的合作银行（以下简称合作银行）。

第二章 业务备案及变更

第五条 满足以下条件的跨国公司，可根据经营需要选择一家境内企业作为主办企业集中运营管理境内外成员企业资金，开展集中外债额度、集中境外放款额度、经常项目资金集中收付和轧差净额结算中的一项或多项业务：

- （一）具备真实业务需求；
- （二）具有完善的跨境资金管理架构、内控制度；
- （三）建立相应的内部管理电子系统；
- （四）上年度本外币国际收支规模超过1亿美元（参加跨境资金集中运营业务的境内成员企业

第二条 本規定にいう多国籍企業とは資本連結を紐帯とし、親会社、子会社およびその他メンバー企業あるいは機構が共同組成する企業連合体である。

幹事企業とは、多国籍企業から授権され、主体業務の申請、備案、実施、データ報告、状況フィードバックなどの職責を履行する独立法人資格を有する域内企業1社である。幹事企業が財務公司の場合、従事するクロスボーダー取引は業種管理部門の規定を遵守しなければならない。

メンバー企業とは、多国籍企業内部で相互に直接あるいは間接の持株関係を有し、独立法人資格を有する各企業であり、域内メンバー企業と域外メンバー企業に分かれる。幹事企業と直接あるいは間接の持株関係がなく、ただ同一親会社からコントロールされる兄弟企業もメンバー企業と認める。

金融機構（財務公司を幹事企業とする場合を除く）、地方政府融資プラットフォームおよび不動産企業は幹事企業若しくはメンバー企業として多国籍企業クロスボーダー資金集中運営に参加することができない。

第三条 本規定に言うクロスボーダー資金集中運営業務とは、域内外資金の集中運営管理を行い、外債と域外貸付の限度額集中管理、經常項目資金の集中決済及びネットィング決済等の業務を取扱うことを指す。

第四条 多国籍企業は条件を満たす域内銀行（幹事企業所在地省级区域内、以下同様）をクロスボーダー資金集中運営業務の協力銀行（以下略称、協力銀行）として選択することが可能。

第二章 業務備案および変更

第五条 以下の条件を満たす多国籍企業は、経営ニーズに基づき、域内企業1社を幹事企業として域内外メンバー企業の資金を集中運営し、外債限度額の集中、域外貸付限度額の集中、經常項目資金の集中決済及びネットィング決済等の1種若しくは多種業務を行うことができる。

- （一）業務上の需要を有する；
- （二）完備した外貨資金の管理フレームワーク、内部管理制度を有する；
- （三）相応の内部管理電子システムを有する；
- （四）前年度の人民元・外貨の国際収支規模が1億米ド

合并计算)；
 (五) 近三年无重大外汇违法违规行为(成立不满三年的企业，自成立之日起无重大外汇违规行为)；
 (六) 主办企业和境内成员企业如为贸易外汇收支名录内企业，货物贸易分类结果应为A类；
 (七) 国家外汇管理局规定的其他审慎监管条件。

第六条 为跨国公司办理跨境资金集中运营业务的合作银行应满足以下条件：

- (一) 具备国际结算能力且具有结售汇业务资格；
- (二) 近三年执行外汇管理规定年度考核B(含)类以上；合作银行考核等次下降，不符合上述条件的，仅能办理原有相应业务，不可再办理新业务；
- (三) 国家外汇管理局规定的其他审慎监管条件。

第七条 跨国公司开展跨境资金集中运营业务，应通过主办企业所在地国家外汇管理局分支局(以下简称所在地外汇局)向所属外汇分局、管理部(以下简称分局)备案，提交以下材料：

- (一) 基本材料
 1. 备案申请书(包括跨国公司及主办企业基本情况、拟开展的业务种类、成员企业名单、主办企业及成员企业股权结构情况、拟选择的合作银行情况等)；
 2. 跨国公司对主办企业开展跨境资金集中运营业务的授权书；
 3. 主办企业与合作银行共同签署的《跨国公司跨境资金集中运营业务办理确认书》(见附1)；
 4. 主办企业及境内成员企业营业执照复印件和货物贸易分类结果证明材料；
 5. 境外成员企业注册文件(非中文的同时提供中文翻译件)；
 6. 金融业务许可证及经营范围批准文件(仅主办企业为财务公司的需提供)。
 以上第2项材料应加盖跨国公司公章，其余材料

ル超(クロスボーダー資金集中運営管理に参加する域内メンバー企業の合算)；
 (五) 直近3年で重大な外為法規違反行為がない(設立後3年未満の企業の場合、設立日以降重大な外為法規違反行為がない)；
 (六) 幹事企業と域内メンバー企業が貿易外貨収支企業リストに登録された企業である場合、貨物貿易分類結果がA類であること；
 (七) 外管局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件。

第六条 多国籍企業にクロスボーダー資金集中運営業務を提供する協力銀行は以下の諸条件を満たす必要がある。

- (一) 国際決済能力且つ両替業務資格を有する；
- (二) 直近3年に執行された外貨管理規定年度検査評定においてB類(含む)およびそれ以上；協力銀行格下げ、上述条件を満たさない場合、従来取り扱っていた関連業務は継続してよいが、新規業務の取り扱いはできない；
- (三) 外管局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件。

第七条 多国籍企業がクロスボーダー資金集中運営業務を展開する際、幹事企業所在地国家外管局分支局(以下略称、所在地外管局)を通して所属の外管分局、管理部(以下略称、分局)に備案、以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 基本資料
 1. 備案申請書(多国籍企業及び幹事企業基本情報、展開予定の業務種類、メンバー企業リスト、幹事企業及びメンバー企業の持株資本構成情報、選択予定の協力銀行情報等)；
 2. 多国籍企業の幹事企業に対するクロスボーダー資金集中運営業務の業務授權書；
 3. 幹事企業と協力銀行が共同署名の『多国籍企業クロスボーダー資金集中運営業務取扱確認書』(添付1)；
 4. 幹事企業及び域内メンバー企業の営業許可書コピーと貨物貿易分類結果証明資料；
 5. 域外メンバー企業登録資料(中文ではない場合、翻訳文を提供する)；
 6. 金融業務許可証及び経営範囲批准文書(幹事企業が財務公司の場合のみ必要となる)。

均应加盖主办企业公章。

(二) 专项材料

1. 外债额度集中管理。主办企业申请办理集中境内成员企业外债额度备案时,应在备案申请书中列表说明参加外债额度集中的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地、每家境内成员企业上年末经审计的所有者权益状况、拟集中的外债额度,并提供贡献外债额度成员企业上年度资产负债表复印件(加盖主办企业公章)。

2. 境外放款额度集中管理。主办企业申请办理集中境内成员企业境外放款额度备案时,应在备案申请书中列表说明参加境外放款额度集中的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地、每家境内成员企业上年末经审计的所有者权益状况、拟集中的境外放款额度,并提供贡献境外放款额度成员企业上年度资产负债表复印件(加盖主办企业公章)。

3. 经常项目资金集中收付和轧差净额结算。主办企业申请办理经常项目资金集中收付和轧差净额结算备案时,应在备案申请书中列表说明参与经常项目资金集中收付和轧差净额结算的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地(加盖主办企业公章)。

(三) 如前述基本材料和专项材料有不清晰或不准确的地方,所在地外汇局可要求提供其他材料。

第八条 分局应在收到完整的跨国公司跨境资金集中运营业务备案申请材料之日起二十个工作日内完成备案手续,并通过主办企业所在地外汇局出具备案通知书(见附2)。

第九条 主办企业为财务公司的,应当遵守行业主管部门规定,并将跨国公司跨境资金集中运营业务和其他业务(包括自身资产负债业务)分账管理。

第十条 跨国公司跨境资金集中运营业务办理期

以上第2項の資料に多国籍企業の社印、それ以外の資料に幹事企業の社印を押印する必要がある。

(二) 特別資料

1. 外債限度額集中管理。幹事企業が域内メンバー企業外債限度額集中の備案を行う際、備案申請書の中に外債限度額を集中する域内メンバー企業の名称、組織機構コード、登記地、各メンバー企業の前年度末時点の監査済み所有者權益状況、集中する外債限度額の情報をリスト形式で説明しなければならない。併せて外債限度額を提供するメンバー企業の前年度貸借対照表のコピー(幹事企業社印必要)を提出しなければならない。

2. 域外貸付限度額の集中管理。幹事企業が域内メンバー企業の域外貸付限度額集中の備案を行う際、備案申請書の中に域外貸付限度額を集中する域内メンバー企業の名称、組織機構コード、登記地、各メンバー企業の前年度末時点の監査済み所有者權益状況、集中する域外貸付限度額をリスト形式で説明しなければならない。併せて域外貸付限度額を提供するメンバー企業の前年度貸借対照表のコピー(幹事企業社印必要)を提出しなければならない。

3. 經常項目資金集中決済とネットィング決済。幹事企業が經常項目資金の集中決済とネットィング決済備案を行う際、備案申請書の中で經常項目資金集中決済とネットィング決済に参加する域内メンバー企業の名称、組織機構コード、登記地(幹事企業社印必要)をリスト形式で説明しなければならない。

(三) 前述の基本資料と特別資料に不明点若しくは不正確なところがあれば、所在地外管局はその他の資料提供を求めることができる。

第八条 外管分局は幹事企業が完全な備案申請資料を受取った日から20営業日以内に備案手続を完成し、併せて幹事企業所在地外管局経由で備案通知书(付属資料2)を発行しなければならない。

第九条 幹事企業が財務公司の場合、業務主管部門の規定を遵守し、且つ多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務とその他業務(自身の資産負債業務を含む)を別口座で管理しなければならない。

第十条 多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業

間、合作銀行、主辦企業、成員企業、業務種類等發生變更的，主辦企業應提前一個月通過所在地外匯局向分局變更備案。分局應在收到完整的變更申請材料之日起二十個工作日內完成備案手續，並通過主辦企業所在地外匯局出具备案通知書。

(一) 合作銀行變更的，應提交以下材料：

1. 變更合作銀行申請（包括擬選擇的合作銀行，原賬戶餘額的處理方式等）；
2. 加蓋銀行業務公章的原賬戶餘額對賬單；
3. 主辦企業與變更後合作銀行簽署的《跨國公司跨境資金集中運營業務辦理確認書》；
4. 原備案通知書復印件。

(二) 主辦企業變更、成員企業新增或退出、外債和境外放款額度變更、業務種類變更的，除參照第七條提交材料外，還應提交原備案通知書復印件。

第十一條 主辦企業、成員企業發生名稱變更、分立、合併的，主辦企業應在事項發生之日起一個月內報所在地外匯局，同時提交原備案通知書復印件、變更所涉企業的相关情況說明、涉及變更事項的證明材料（如變更後的營業執照等）。

第十二條 主辦企業應在取得跨國公司備案通知書後一年內開立國內資金主賬戶並實際辦理跨境資金集中運營相關業務，否則備案通知書自頒發滿一年之日起失效。合作銀行應及時關閉主辦企業據此開立的國內資金主賬戶；主辦企業所在地外匯局也應在相關信息系統中及時維護額度等有關信息。

第十三條 跨國公司需要停止辦理跨境資金集中運營業務的，主辦企業處理完畢相關債權債務、關閉國內資金主賬戶後，應通過所在地外匯局向

務取扱期間中に、協力銀行、幹事企業、メンバー企業、業務種類等に變更が生じる場合、幹事企業は1ヶ月前までに所在地外管局経由で分局へ變更備案を提出しなければならない。外管分局は完全な備案申請資料を受取った日から20営業日以内に備案手続きを完了し、併せて幹事企業の所在地外管局経由で備案通知書を発行しなければならない。

(一) 協力銀行を變更する場合、以下資料を提出する：

1. 協力銀行變更申請。以下内容を含む：選択予定の協力銀行、当初の口座残高の処理方式等；
2. 当初の口座の残高ステートメント（銀行業務印が必要）；
3. 幹事企業は變更後の協力銀行と共同署名の『多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務取扱確認書』；
4. 当初の備案通知書のコピー。

(二) 幹事企業變更、メンバー企業新規追加或いは削減、外債と域外貸付の限度額變更、業務種類變更の場合、第七條の提出資料を參照するほか、当初の備案通知書のコピーを提出しなければならない。

第十一條 幹事企業、メンバー企業の名稱變更、分立、合併が発生する場合、幹事企業は關連事項が発生した日から1ヶ月以内に所在地外管局へ報告、同時に当初の備案通知書のコピー、變更事項に關わる企業の關連狀況説明、説明資料（例えば變更後の營業許可書等）を提出しなければならない。

第十二條 幹事企業は多国籍企業備案通知書を受領後1年以内に國內資金マスター口座を開設し、且つクロスボーダー資金集中運營關連業務を確実に開始しなければならない。さもなければ、備案通知書は發行1年後に失効となる。協力銀行は遲滞無く幹事企業の開設した國內資金マスター口座を閉鎖しなければならない。幹事企業の所在地外管局も相應の情報システムにて遲滞無く限度額等の關連情報を更新しなければならない。

第十三條 多国籍企業がクロスボーダー資金集中運營業務の取扱いを停止する場合、幹事企業は關連債權債務を全て処理し、國內資金マスター口座を閉鎖

分局备案, 提交备案申请, 包括跨国公司跨境资金集中运营的外债额度及境外放款额度集中、跨境收支及结售汇、国内资金主账户的关闭等相关情况。

分局应在收到完整的跨国公司跨境资金集中运营备案申请材料之日起二十个工作日内完成备案手续, 并通过主办企业所在地外汇局收回原备案通知书原件。

第三章 外债额度集中管理

第十四条 跨国公司可根据宏观审慎原则, 集中境内成员企业外债额度, 并在所集中的额度内遵循商业惯例自行开展外债业务。

第十五条 跨国公司主办企业可以按照以下公式集中境内成员企业全部外债额度。

跨国公司外债集中额度 $\leq \Sigma$ 主办企业及参与集中的境内成员企业上年未经审计的所有者权益*跨境融资杠杆率*宏观审慎调节参数。

初始时期, 跨境融资杠杆率为2, 宏观审慎调节参数为1。国家外汇管理局可根据整体对外负债情况、期限结构、币种结构等对跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数进行调节。

第十六条 参与跨国公司跨境资金集中运营业务并被集中外债额度的成员企业, 自主办企业递交申请之日起, 原则上不得自行举借外债。在主办企业递交申请之前, 成员企业已经自行举借外债的, 在其自行举借的外债全部偿清之前, 原则上不得作为成员企业参与外债额度集中。

第十七条 主办企业可以自身为实际借款人集中借入外债, 也可以成员企业为实际借款人代理其借入外债。但外债的借入和偿还应通过主办企业的国内资金主账户进行。

した後、所在地外管局経由で外管分局へ備案手続きを行い、備案申請書を提出しなければならない。申請書には、多国籍企業クロスボーダー資金集中運営の外債限度と域外貸付限度集中、クロスボーダー収支と両替、国内資金マスター口座の閉鎖等関連情況の記載が必要。

分局は完全な多国籍企業クロスボーダー資金集中運営備案申請資料を受取った日から20営業日以内に備案手続を完了し、併せて幹事企業所在地外管局経由で当初の備案通知書原本を回収しなければならない。

第三章 外債限度枠集中管理

第十四条 多国籍企業はマクロプルーデンス原則に基づき域内メンバー企業の外債限度枠を集中し、且つ集中した限度枠内で商慣例を遵守し自ら外債業務を展開できる。

第十五条 多国籍企業の幹事企業は以下の公式に基づき域内メンバー企業の外債限度枠全額を集中できる。

多国籍企業の外債集中限度額 $\leq \Sigma$ 幹事企業及び限度枠集中に参加する域内メンバー企業の前年度末監査済の所有者權益*クロスボーダー融資レバレッジ率*マクロプルーデンス政策変数。

開始段階では、クロスボーダー融資レバレッジ率は2、マクロプルーデンス政策変数は1とする。国家外貨管理局は全体の対外負債状況、期間構成、通貨構成等に基づきクロスボーダー融資レバレッジ率およびマクロプルーデンス政策変数を調整することができる。

第十六条 多国籍企業クロスボーダー資金集中運営業務に参加し、且つ外債限度枠が集中されるメンバー企業は、幹事企業の申請提出日以降、自ら外債を借り入れてはならない。幹事企業が申請を提出する前に、メンバー企業は自ら外債を借り入れた場合、借り入れた外債を全額返済するまで、原則メンバー企業として外債限度枠集中に参加することはできない。

第十七条 幹事企業は自身を実質借入人として外債を集中調達することができ、またメンバー企業を実質借入人とし、幹事企業は代理として外債を調達することもできる。ただし外債の借入および返済は幹事企業の国内資金マスター口座を経由して実施しなければならない。

第十八条 主办企业所在地外汇局在为其出具备案通知书时，应在国家外汇管理局相关信息系统中按照经备案的外债集中额度为主办企业办理一次性外债登记。主办企业通过国内资金主账户融入和偿还外债资金时，应按照现行规定办理国际收支申报，无需再到所在地外汇局逐笔办理外债签约登记。

第四章 境外放款额度集中管理

第十九条 跨国公司可根据宏观审慎原则，集中境内成员企业的境外放款额度，并在所集中的额度内遵循商业惯例自行开展境外放款业务。

第二十条 跨国公司主办企业可以按照以下公式集中境内成员企业全部境外放款额度。

跨国公司境外放款集中额度 \leq ∑主办企业及参与集中的境内成员企业上年未经审计的所有者权益*境外放款杠杆率*宏观审慎调节参数。

初始时期，境外放款杠杆率为0.3，宏观审慎调节参数为1。国家外汇管理局可根据整体境外放款情况、期限结构、币种结构等对境外放款杠杆率和宏观审慎调节参数进行调节。

第二十一条 参与跨国公司跨境资金集中运营业务并被集中境外放款额度的成员企业，自主办企业递交申请之日起，原则上不得自行开展境外放款业务。在主办企业递交申请之前，成员企业已经自行开展境外放款业务的，在其境外放款全部收回之前，原则上不得作为成员企业参与境外放款额度集中。

第二十二条 主办企业可以自身为实际放款人进行境外放款，也可以成员企业为实际放款人代理其进行境外放款。境外放款资金的融出和收回应通过主办企业的国内资金主账户进行。

第二十三条 主办企业所在地外汇局在为其出具

第十八条 幹事企業所在地外管局は幹事企業に備案通知書を発行する際、国家外貨管理局の関連情報システムにて備案済の外債集中限度額で幹事企業に対し一括の外債登記を取扱わなければならない。幹事企業は国内資金マスター口座を経由して外債資金を借入れ、返済する際、現行規定に基づき国際収支申告を実施しなければならない。所在地外管局で一件ずつ外債登記を行う必要はない。

第四章 域外貸付限度枠集中管理

第十九条 多国籍企業はマクロプルーデンス原則に基づき域内メンバー企業の域外貸付限度枠を集中し、且つ集中した限度枠内で商慣例を遵守し自ら域外貸付業務を展開できる。

第二十条 多国籍幹事企業は以下の公式に基づき域内メンバー企業の域外貸付限度枠全額を集中できる多国籍企業の域外貸付集中限度額 \leq ∑幹事企業及び限度枠集中に参加する域内メンバー企業の前年度末監査済の所有者權益*域外貸付レバレッジ率*マクロプルーデンス政策変数。

開始段階では、域外貸付レバレッジ率は0.3、マクロプルーデンス政策変数は1とする。国家外貨管理局は全体の域外貸付状況、期間構成、通貨構成等に基づき域外貸付レバレッジ率およびマクロプルーデンス政策変数を調整することができる。

第二十一条 多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務に参加し、且つ域外貸付限度枠が集中されるメンバー企業は、幹事企業の申請提出日以降、自ら域外貸付業務を展開してはならない。幹事企業が申請を提出する前に、メンバー企業は自ら域外貸付業務を展開した場合、実行した域外貸付を全額回収するまで、原則メンバー企業として域外貸付限度枠集中に参加することはできない。

第二十二条 幹事企業は自身を実質貸出人として域外貸付を実施することができ、またメンバー企業を実質貸出人とし、幹事企業は代理として域外貸付を実施することもできる。ただし域外貸付の貸出および回収は幹事企業の国内資金マスター口座を経由して実施しなければならない。

第二十三条 幹事企業所在地外管局は幹事企業に備

备案通知书时，应在国家外汇管理局相关信息系统中按照经备案的境外放款集中度为主办企业办理一次性境外放款额度登记。主办企业通过国内资金主账户融出和收回境外放款资金时，应按照现行规定办理国际收支申报，无需再到所在地外汇局逐笔办理境外放款额度登记。

第五章 经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务管理

第二十四条 跨国公司可根据经营需要，通过主办企业办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算业务。

经常项目资金集中收付是指主办企业通过国内资金主账户集中代理境内成员企业办理经常项目收支。

经常项目轧差净额结算是指主办企业通过国内资金主账户集中核算其境内外成员企业经常项目项下应收应付资金，合并一定时期内收付交易为单笔交易的操作方式。原则上每个自然月轧差净额结算不少于1次。

境内成员企业按照《货物贸易外汇管理指引》及其实施细则规定，需凭《货物贸易外汇业务登记表》办理的业务以及主办企业、境内成员企业的离岸转手买卖业务，不得参加经常项目资金集中收付和轧差净额结算，应按现行规定办理。

第二十五条 主办企业申请办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算的，所在地外汇局在为其出具备案通知书时，应按规定办理货物贸易外汇业务登记手续。

第二十六条 办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算应按以下要求进行涉外收付款申报：

主办企业应对两类数据进行涉外收付款申报。一类是资金集中收付或轧差净额结算时主办企业的实际对外收付款数据（以下简称实际收付款数据）；另一类是逐笔还原资金集中收付或轧差净额结算前各成员企业的原始收付款数据（以下简称还原数据）。

案通知書を発行する際、国家外貨管理局の関連情報システムにて備案済の域外貸付集中度額で幹事企業に対し一括の域外貸付登記を取扱わなければならない。幹事企業は国内資金マスター口座を經由して域外貸付資金を貸出、回収する際、現行規定に基づき国際収支申告を実施しなければならない、所在地外管局で一件ずつ域外貸付登記を行う必要はない。

第五章 經常項目資金集中決済とネットイング決済業務管理

第二十四条 多国籍企業は経営上の需要により、幹事企業を通じ、經常項目資金集中決済とネットイング決済業務を行うことができる。

經常項目資金集中決済とは幹事企業が国内資金マスター口座を通じて域内メンバー企業を集中代理し經常項目收支を行うことをいう。

經常項目ネットイング決済とは幹事企業が国内資金マスター口座を通じて域内外メンバー企業の經常項目下の売掛金、買掛金を集中して計算し、一定期間内の決済取引を一明細の取引に一本化する操作方法を指す。原則、毎暦月ごとにネットイング決済は1回以上行わなければならない。

域内メンバー企業は『貨物貿易外貨管理手引』およびその実施細則規定を参照し、『貨物貿易外貨業務登記表』に基づき取り扱わねばならない業務、並びに幹事企業・域内メンバー企業のオフショア仲介貿易業務を集中決済およびネットイング決済に含めてはならず、現行規定により処理する。

第二十五条 幹事企業は經常項目資金集中決済とネットイング決済業務を申請する場合、所在地の外管局が備案通知書を発行する際、規定に基づき貨物貿易外貨業務登記手続きを行わなければならない。

第二十六条 經常項目集中決済あるいはネットイング決済は以下要求に基づいて国際収支申告を行わねばならない：

幹事企業は2種類のデータにより国際収支統計申告を行わねばならない。1種類は集中決済あるいはネットイング決済時に幹事企業が実際に決済を行うデータ（以下、実際の決済データ）、もう1種類は集中決済あるいはネットイング決済を行う前の各メンバー企業の元々の決済データ（以下、元データ）である。

实际收付款数据不为零时，主办企业应通过办理实际对外收付款交易的境内银行进行申报，境内银行应将实际收付款信息交易编码标记为“999999”。实际收付款数据为零时（轧差净额结算为零），主办企业应虚拟一笔结算为零的申报数据，填写《境外汇款申请书》，收付款人名称均为主办企业，交易编码标记为“999998”，国别为“中国”，其他必输项可视情况填报或填写“N/A”（大写英文字母）。境内银行应在其实际对外收付款之日（轧差净额结算为零时为轧差结算日或会计结算日）（T）后的第1个工作日（T+1）中午12:00前，完成实际数据的报送工作。

对还原数据的申报，主办企业应按照实际收付款的日期（轧差净额结算为零时为轧差结算日或会计结算日）确认还原数据申报时点（T），并根据全收全支原则，以境内成员企业名义，向实际办理或记账处理对外收付款业务的银行提供还原数据的基础信息和申报信息，使其至少包括涉外收付款统计申报的所需信息。境内银行应在实际对外收付款之日（T）后的第1个工作日（T+1）中午12:00前，完成还原数据基础信息的报送工作；第5个工作日（T+5）前，完成还原数据申报信息的报送工作。

申报单号码由发生实际收付款的银行编制，交易编码按照实际交易性质填报。境内银行应将还原数据的“银行业务编号”填写为所对应的实际收付款数据的申报号码，以便建立集中收付数据与还原数据间的对应关系。境内银行应为主办企业提供申报渠道等基础条件，并负责将还原数据的基础信息和申报信息传送到外汇局。

第六章 账户管理

第二十七条 跨国公司的主办企业可持备案通知书，在经备案的合作银行直接开立国内资金主账户，办理跨境资金集中运营相关业务。

跨国公司可以根据经营需要，选择一家境外成员

实际的收支決済額がゼロではないとき、幹事企業は実際に對外決済を行った域内銀行を通じて申告を行い、域内銀行は実際に決済を行った取引コードを「999999」と表記しなければならない。実際の收支決済額がゼロ（ネットイング差額がゼロ）の場合には、幹事企業は一明細の決済金額をゼロとした申告データを仮設定し、決済人名をいずれも幹事企業、取引コードを「999998」、国別を「中国」、その他入力必要項目を状況に応じて記入あるいは「N/A（英文大文字）」と記入した「域外決済申請書」を記入しなければならない。域内銀行は実際の對外決済日（ネットイング決済の結果がゼロの場合、ネットイング計算日または会計決算日）後の翌営業日（T+1）の昼12時前に、実際の決済データと原データの報告送付業務を完了しなければならない。

原データの申告は、幹事企業は実際の對外決済日（ネットイング決済の結果がゼロの場合、ネットイング計算日または会計決算日）に原データ申告時点（T）を確認し、あわせて全収全支の原則に基づき、域内メンバー企業の名義で、実際に對外決済業務の取扱いあるいは記帳処理を行う銀行に対して原データの基礎情報と申告情報を提供しなければならない。それには少なくとも国際收支統計申告に必要な情報を含んでいなければならない。域内銀行は上記の原データ申告時点（T）後の次の営業日（T+1）の昼12時までに、原データの基礎情報の報告業務を完了しなければならない；5営業日後（T+5）までに、データの申告情報の報告業務を完了しなければならない。

申告書の番号は実際の決済を行った銀行が採番し、取引コードは実際の取引性質に基づいて記入する。域内銀行は原データの「銀行業務コード」を対応する実際の對外決済データの申告番号と対応させて記入し、集中決済データと原データの間に対応関係付けを行いやすいようにする。域内銀行は幹事企業に対して申告ルートなどのインフラ条件を提供せねばならず、併せて原データの基礎情報と申告情報の外管局への伝送に責任を負う。

第六章 口座管理

第二十七条 多国籍企業の幹事企業は備案通知書を協力銀行に持参して国内資金マスター口座を開設し、クロスボーダー資金集中運営業務を行う。

多国籍企業は業務に応じ、1社の域外メンバー企業

企业，在经备案的合作银行开立NRA账户，集中运营管理境外成员企业资金。

第二十八条 国内资金主账户可以是多币种（含人民币）账户，开户数量不予限制，但应符合审慎监管要求；国内资金主账户允许日间及隔夜透支；透支资金只能用于对外支付，收到资金后应优先偿还透支款。

第二十九条 国内资金主账户收支范围如下：

（一）收入范围

1. 境内成员企业从境外直接获得的经常项目收入；
2. 境内成员企业经常项目账户、资本金账户、资产变现账户、境内再投资专用账户划入；
3. 集中额度内从境外融入的外债和收回的境外放款本息；
4. 购汇存入（经常项目项下对外支付购汇所得资金、购汇境外放款或偿还外债资金）；
5. 存款本息；
6. 同一主办企业其它国内资金主账户资金划转收入；
7. 外汇局核准的其他收入。

除另有规定外，跨国公司境内成员企业向境内存款性金融机构借入的外汇贷款不得进入国内资金主账户（用于偿还外债、境外放款等除外）。

（二）支出范围

1. 境内成员企业向境外的经常项目支出；
2. 向境内成员企业经常项目账户、资本金账户、资产变现账户、再投资专用账户划出；
3. 集中额度内向境外融出的境外放款和偿还的外债本息；
4. 结汇；
5. 存款划出；
6. 交存款准备金；
7. 同一主办企业其它国内资金主账户资金划转支出；

より、備案済みの協力銀行でNRA口座を開設し、域外メンバー企業の資金の集中管理を行うことができる。

第二十八条 国内資金マスター口座はマルチ通貨口座（人民币を含め）とすることが可能で、口座開設数には制限を設けない。ただし、プルーデンス監督管理の要求に合致しなければならない。国内資金マスター口座は日中およびオーバーナイトの当座貸越枠を設定できる；当座貸越資金は対外支払のみに使用し、資金が入金されたときには優先的に当座貸越を返済しなければならない。

第二十九条 国内資金マスター口座収支範囲。

（一）収入範囲

1. 域内メンバー企業が域外から直接取得する經常項目収入；
2. 域内メンバー企業の經常項目決済口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座からの振替；
3. 集中限度額内で域外から借り入れた外債と域外貸付返済の元利金；
4. 外貨転した資金の預入（經常項目下で対外支払のために外貨転した資金、外貨転した域外貸付あるいは外債返済資金）；
5. 預金元利金；
6. 同一幹事企業のその他の国内資金マスター口座からの資金振替収入；
7. 外管局が批准したその他収入。
別途規定がある場合を除き、多国籍企業域内メンバー企業は域内金融機構より借り入れた外貨ローンは国内資金マスター口座に振替えることは禁止（外債返済、域外貸付などに用いる場合を除く）。

（二）支出範囲

1. 域内メンバー企業の域外に対する經常項目支出；
2. 域内メンバー企業の經常項目口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座への振替；
3. 集中限度額内で域外へ振替る域外貸付および外債の返済元利金；
4. 人民币転；
5. 預金振替；
6. 預金準備金の支払；
7. 同一幹事企業のその他国内資金マスター口座への資金振替支出；

8. 外汇局核准的其他支出。

第三十条 国内资金主账户跨境资金收付应按现行规定办理国际收支申报。国内资金主账户涉及外债资金收付的,资金净融入金额(即外债余额)不得超过经备案的外债集中额度;涉及境外放款资金收付的,资金净融出金额(即境外放款余额)不得超过经备案的境外放款集中额度。

第三十一条 国内资金主账户与境外经常项目收付以及结售汇,包括集中收付和轧差净额结算等,由经办银行按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则办理相关手续。对于资金性质不明确的,银行应当要求主办企业提供相关单证,服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交税务备案表。

A类成员企业货物贸易收入(退汇和离岸转手买卖除外)可不进入出口收入待核查账户;对于退汇日期与原收、付款日期间隔在180天(不含)以上或由于特殊情况无法按规定办理原路退汇的,主办企业应当到所在地外汇局办理货物贸易外汇业务登记手续,并提供书面申请、原收入/支出申报单证、原进/出口合同、退汇合同等。主办企业及境内成员企业应按货物贸易外汇管理规定,及时、准确通过货物贸易外汇业务监测系统(企业端)进行贸易信贷、贸易融资等业务报告。

银行、主办企业应当分别留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等五年备查。

第三十二条 国内资金主账户可集中办理经常项下、直接投资、外债和境外放款项下结售汇。境内成员企业归集至主办企业的外商直接投资项下外汇资金(包括外汇资本金、资产变现账户资金和境内再投资账户资金),以及主办企业在经备案的集中额度内融入的外债资金和收回的境外放款本息,在国内资金主账户内可以按照意愿结汇方式或支付结汇方式办理结汇手续,并遵

8.外管局が批准したその他支出。

第三十条 国内資金マスター口座のクロスボーダー資金収支は現行規定に基づいて国際収支申告を行う。国内資金マスター口座は外債資金収支にかかわる場合、資金純借入金額(外債残高)は備案した外債集中度枠を超えてはいけない。域外貸付資金収支に関わる資金純貸付金額(域外貸付残高)は備案した域外貸付集中度枠を超えてはいけない。

第三十一条 国内資金マスター口座と域外の經常項目の決済および両替は、集中決済とネットイング決済も含め、銀行において「顧客を理解する」「業務を理解する」「デューデリジェンス」等の業務展開原則に基づいて関連手続きを行う。資金の性質が不明なものについては、銀行は幹事企業に関連エビデンスの提供を要求しなければならない。サービス貿易等の項目下の対外支払いは引続き規定に従い、税務備案表を提出しなければならない。

A 類メンバー企業の經常項目外貨収入(外貨払戻とオフショア仲介貿易を除く)は輸出収入審査待ち口座に入金しなくてもよい。返金日と元々の収入、支払日の間隔が180日を超過(含まない)している、或いは特別な事情により規定に従って原ルートによる返金ができない場合、幹事企業は外管局で貨物貿易外貨業務登記手続を行い、あわせて書面申請、当初の収入/支出申告書、当初の輸入/輸出契約、返金契約等を提出しなければならない。幹事企業と域内メンバー企業は貨物貿易外貨管理規定に基づき遅滞なく正確に貨物貿易外貨業務モニタリングシステム(企業ターミナル)を通じて貿易与信、貿易融資等の業務報告を行わねばならない。

銀行と幹事企業はそれぞれ当該取引の真実性、合法性を十分に証明する関連文書とエビデンスを5年間保存し、検査に備えなければならない。

第三十二条 国内資金マスター口座は經常項目下、直接投資、外債と域外貸付項目下の集中両替を取り扱ってよい。

域内メンバー企業が幹事企業に集中した外商直接投資項目下の外貨資金(外貨資本金、資産現金化口座資金と域内再投資口座資金を含む)、幹事企業が備案した外債集中度枠以内で借入れた外債資金および回収した域外貸付の元本と利息について、国内マス

守现行“资本项目—结汇待支付账户”和资金用途等方面的规定。

第三十三条 主办企业在办理国内资金主账户内资本项目外汇收入（含外汇和结汇所得人民币资金）支付使用时，可在承诺相关交易真实合规的前提下，凭《资本项目账户资金支付命令函》直接在合作银行办理，无需事前向合作银行逐笔提供真实性证明材料；经办银行应按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则进行真实合规性审核。

银行、主办企业应当分别留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等五年备查。

第三十四条 主办企业应当按照《国家外汇管理局关于印发〈通过银行进行国际收支统计申报业务实施细则〉的通知》（汇发[2015]27号）进行涉外收付款申报；主办企业为财务公司或指定申报主体的，还应当按照《国家外汇管理局关于印发〈对外金融资产负债及交易统计制度〉的通知》（汇发[2018]24号）的规定进行申报。

第七章 监督管理

第三十五条 主办企业应认真按照本规定及备案通知书内容开展业务。业务开展期间，相关事项发生变更的，应按要求及时向所在地外汇局办理变更手续。主办企业应做好额度控制，确保任一时点外债余额和境外放款余额不超过经备案的集中额度。

主办企业及成员企业应严格按照规定通过银行对跨境资金收付进行国际收支申报，并报送相关账户信息。

第三十六条 合作银行对跨国公司跨境资金集中运营业务及提交的材料，应做好真实性和合规性审核，做好资金流动的监测和额度管理。

ター口座の中で自由元転あるいは支払元転方式で元転手続きを取り扱える。かつ、資本項目-人民元転支払待口座および資金使途などの規定を遵守しなければならない。

第三十三条 幹事企業は国内マスター口座で資本項目外貨収入（外貨および元転した人民元資金を含め）で対外支払う際、関連取引の真実性と合法性を承諾した上で、『資本項目資金支払指示書』を以って、直接協力銀行にて取り扱える。事前に協力銀行に真実性証明材料を提出する必要はない。銀行は“顧客を理解する”、“業務を理解する”、“デューデリジェンス”等の業務展開原則に従い、真実性とコンプライアンス審査を行う。

銀行と幹事企業はそれぞれ当該取引の真実性、合法性を十分に証明する関連文書とエビデンスを5年間保存し、検査に備えなければならない。

第三十四条 幹事企業は『国家外貨管理局の〈銀行を通じて国際収支統計申告実行業務を行う実施細則〉の公布に関する通知』（匯発[2015]27号）規定に基づいて国際収支申告を行う。幹事企業が財務公司あるいは指定申告主体の場合『国家外貨管理局の〈対外金融資産負債および取引統計制度〉公布に関する通知』（匯発[2018]24号）の規定に基づき申告を行わなければならない。

第七章 监督管理

第三十五条 幹事企業は真摯に本規定および外管局の備案通知書の内容を遵守して業務を展開しなければならない。業務展開期間に関連事項に変更が発生する場合、要求に基づき遅滞無く外管局に変更備案を行わなければならない。幹事企業は限度額コントロールをしっかりと行い、いかなる時点においても外債、域外貸付の入出金が規定限度額を超えない状態を確保しなければならない。

幹事企業およびメンバー企業は厳格に規定を遵守し、銀行経由でクロスボーダー資金収支の国際収支統計を申告、関連口座情報を報告しなければならない。

第三十六条 協力銀行は多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務および提出資料に対して真実性と合法性を確りと審査し、資金流動に対しモニタリング、限度額管理を確りと行わなければならない。

第三十七条 合作银行应与跨国公司联合制定跨境资金集中运营业务的内部管理规定制度，包括但不限于业务模式、操作流程、内控制度、组织架构、系统建设、风险防控措施、数据监测方式以及技术服务保障方案等内容，并留存备查。

第三十八条 合作银行应按规定及时、完整、准确地报送相关账户信息、国际收支申报、境内资金划转、结售汇等数据，审核企业报送的业务数据，协助做好非现场监测。

第三十九条 分局应采取下列措施确保跨国公司跨境资金集中运营管理工作平稳有序，政策落到实处：

(一) 应按“谁备案，谁负责”的原则，定期或不定期进行风险评估。在评估过程中，发现银行或企业违反有关规定的，应要求其限期整改，必要时暂停相关业务。

(二) 强化非现场监测与现场核查检查。充分利用跨境资金流动监测与分析系统和资本项目信息系统等现有外汇管理系统，建立跨国公司名单，全面分析跨国公司跨境资金集中运营业务项下相关跨境收支、结售汇及账户管理等情况，加强对相关业务的跟踪分析监测。

(三) 做好银行、企业风险提示和业务指导工作。采取有效措施满足企业真实合理需求，督促银行建立操作规程和内控制度，提供必要的技术服务保障。必要时，可要求主办企业对跨境资金集中运营业务的合规性等进行审计。

第四十条 主办企业货物贸易分类结果降为B、C类，所在地外汇局将通知跨国公司变更主办企业并重新提交申请材料；其他成员企业货物贸易分类结果降为B、C类，主办企业应终止其业务，并向所在地外汇局进行成员企业变更。

第三十七条 協力銀行は多国籍企業と共同でクロスボーダー資金集中運営業務の内部管理规定制度を制定する。具体的には業務モデル、操作フロー、内部管理制度、組織フレームワーク、システム構築、リスクコントロール措置、データモニタリング方式および技術サービスサポートプラン等を含むが、これらに限らない。

第三十八条 協力銀行は規定に基づき関連口座情報、国際收支申告、域内資金振替、両替等のデータを遅滞無く完全、正確に申告し、企業が申告する業務データを審査し、外管局のオフサイトモニタリングに協力する。

第三十九条 分局は以下の措置を取ることにより多国籍企業クロスボーダー資金集中運営業務がスムーズに進むこと、政策が確実に実施されることを確保しなければならない：

(一) 「承認する側が責任を負う」原則に基づき、定期的にあるいは不定期にリスク評価を行う。評価期間中に、銀行あるいは企業のルール違反を発見した場合、期限内の業務是正を要求し、必要に応じて関連業務を中止させなければならない。

(二) オフサイトモニタリングと現場照合・検査を強化する。クロスボーダー資金流動モニタリング分析システムと資本項目情報システムなど既存の外貨管理システムを十分に活用し、多国籍企業リストを作り、多国籍企業クロスボーダー資金集中運営業務に関わるクロスボーダー収支、両替、口座管理などの状況を全面的に分析し、関連業務の分析とモニタリングを強化する。

(三) 銀行と企業へのリスク指摘と窓口指導を確り行う。企業のニーズを満たすよう有効な措置を取り、銀行に操作规程と内部管理制度を構築するよう督促し、必要な技術サービスサポートを提供する。必要に応じて、幹事企業に対してクロスボーダー資金集中運営業務のコンプライアンス遵守をめぐる監査を行うよう要求できる。

第四十条 幹事企業の貨物貿易分類結果が B、C 類に格下げとなった場合、外管局は多国籍企業へ幹事企業を変更し再び申請資料を提出するよう通知する。その他のメンバー企業の貨物貿易分類結果が B、C 類に格下げとなった場合、幹事企業はその業務を中止し、外管局へメンバー企業変更備案を提出しなければならない。

<p>第四十一条 跨国公司主办企业及成员企业应依法依规开展跨境资金集中运营业务，违规行为将按照《外汇管理条例》等相关法规进行查处。</p> <p style="text-align: center;">第八章 附则</p> <p>第四十二条 跨国公司主办企业和成员企业原则上不得重复申请跨境资金集中运营备案。</p> <p>第四十三条 国家外汇管理局可根据国家宏观调控政策、国际收支形势及业务开展情况，对跨国公司跨境资金集中运营业务相关政策进行调整。对于不符合本规定关于成员企业资格、额度等要求的情形，允许由主办企业所在地分局视具体情况，根据风险可控的原则，按照规定程序集体审议决定。</p> <p>第四十四条 本规定自发布之日起实施，由国家外汇管理局负责解释。《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司外汇资金集中运营管理规定〉的通知》（汇发[2015]36号）同时废止。</p>	<p>第四十一条 多国籍企業幹事企業およびメンバー企業は規定に基づきクロスボーダー資金集中運營業務を展開し、ルール違反行為に対して、「外貨管理条例」に従って調査し処分する。</p> <p style="text-align: center;">第八章 附則</p> <p>第四十二条 多国籍企業の幹事企業およびメンバー企業は原則クロスボーダー資金集中運営備案を重複申請してはならない。</p> <p>第四十三条 外管局は国家マクロコントロール政策、外貨収支状況および業務展開状況に基づき、政策内容を徐々に改善・調整する。本規定のメンバー企業資格、限度額などの要求を満たさない場合、幹事企業所在地の分局は、具体的な状況に基づきリスク抑制の原則に基づき規定プロセスに則って集団審議を経て判断・決定する。</p> <p>第四十四条 本規定は公布日から実施し、国家外貨管理局が解釈に責任を負う。『国家外貨管理局の〈多国籍企業外貨資金集中運営管理規定〉公布に関する通知』(匯發[2015]36号)は同時に廃止する。</p>
---	--

【日本語参考訳：MUFG バンク（中国）有限公司 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFG バンク（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室